

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱

令和5年3月30日
公益財団法人高槻市都市交流協会
理事長 八十 祐治

(目的)

第1条 この要綱は、高槻市と姉妹都市・友好都市提携を締結した都市（以下「姉妹都市等」という。）の市民との交流事業を行う者に対し助成金を交付することにより、青少年の交流活動を奨励し、都市間の友好交流の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 青少年 満25歳に達するまでのものをいう。
- (2) 市民団体 市民活動などを行うため民間で結成された集団をいう。

(助成対象者)

第3条 助成金の交付対象となる者は、本市に居住し、又は通勤し若しくは通学する者を主たる構成員とし、かつ、次に掲げる事業を組織的、継続的に行う市民団体とする。

- (1) 文化振興に関する事業
- (2) スポーツ振興に関する事業
- (3) 青少年活動に関する事業
- (4) 市民福祉向上に関する事業
- (5) 産業振興に関する事業
- (6) 学術振興に関する事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者を除くものとする。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。
- (4) 市が出資して設立した法人
- (5) 営利を目的とする団体（法人を含む。次号において同じ。）
- (6) 政治活動又は宗教活動を行う団体

(助成金額等)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内において、次に掲げる基準に基づき決定するものとする。

- (1) 国内姉妹都市に派遣する青少年1人につき2,000円とし、当該青少年の人数により算出する。ただし、1団体へ交付する助成金の上限額は、1回の申請につき4万円とする。

- (2) 海外姉妹都市・友好都市に派遣する青少年1人につき10,000円とし、当該青少年の人数により算出する。ただし、1団体へ交付する助成金の上限額は、1回の申請につき20万円とする。
- (3) 助成金の算出の対象となる青少年は、高槻市内に住所を有し、又は高槻市内の学校へ通学若しくは通勤する青少年とし、当該条件に該当しない青少年は、助成の対象としないものとする。ただし、年齢が事業開始日において満25歳を越える青少年については、審査委員会の審議を経て公益財団法人高槻市都市交流協会理事長（以下「理事長」という。）が助成の対象と認めた場合に限り、助成金の算出根拠の人数に加えることができるものとする。
- (4) 助成金の算出根拠とする青少年の国籍は、問わないものとする。

（助成金交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、理事長が定める期日までに高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付申請書（様式第1号）、要件確認申立書（様式第2号）、次の各号に掲げる書類、及びその他必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書又はこれに相当する書類
- (2) 事業に係る収支予算書又はこれに相当する書類

（助成金の交付決定）

第6条 前条の申請があったときは、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金審査委員会（以下「審査委員会」という。）の審査を経て、理事長が助成金の交付又は不交付を決定する。

2 審査委員会は委員5人をもって組織し、次に掲げる者について理事長が委嘱する。

- (1) 評議員 1人
- (2) 理事 1人
- (3) 外部委員 2人
- (4) 事務局員 1人

3 理事長は、助成金の交付を決定したときは、高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

4 理事長は、助成金の不交付を決定した時は、高槻市姉妹都市等交流事業助成金不交付決定通知書（様式第4号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（助成金交付の条件）

第7条 理事長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金の交付の目的を達成するため、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 助成事業の内容の変更をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止し、又は廃止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 法令等及びこの要綱を遵守すること。

2 理事長は、助成金の交付の目的を達成するため必要がある場合には、前項に定める条件のほか必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

- 第8条 第6条第3項の規定による通知を受けた申請者（以下「助成事業者」という。）は、当該通知に係る助成金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から理事長が定める期日までに、申請の取下げをすることができる。
- 2 前項の申請の取下げは、高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付申請取下書（様式第5号）を理事長に提出することにより行わなければならない。
 - 3 第1項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(助成事業の変更等)

- 第9条 助成事業者は、助成事業の内容の変更をしようとするときは、あらかじめ高槻市姉妹都市等交流事業助成金変更承認申請書（様式第6号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更であって、助成事業の目的に変更がないものについては、この限りでない。
- 2 助成事業者は、助成事業を中止しようとするときは、あらかじめ高槻市姉妹都市等交流事業助成金中止承認申請書（様式第7号）を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 申請者は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては、速やかにその旨を文書で理事長に報告し、その指示を受けなければならない。
 - 4 理事長は、第1項又は第2項の規定により承認をしたときは、当該助成事業者に係る助成金の交付の決定を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。この場合において、理事長は、助成事業の変更等に伴う高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付決定取消・変更通知書（様式第8号）により当該助成事業者に通知するものとする。

(事情変更による決定の取消し等)

- 第10条 理事長は、助成金の交付の決定をした場合において、その後の事情変更により特別の必要が生じたときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、助成事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。
- 2 理事長が前項の規定により助成金の交付の決定を取り消すことができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
 - (1) 天災地変その他助成金の交付の決定後生じた事情の変更により助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
 - (2) 助成事業者が助成事業を遂行するため必要な施設その他の手段を使用することができないこと、助成事業に要する経費のうち助成金によって賄われる部分以外の部分を負担することができないことその他の理由により助成事業を遂行することができない場合（助成事業者の責めに帰すべき事情による場合を除く。）
 - 3 理事長は、前項の規定による取消し又は変更を行ったときは、事情変更による高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付決定取消・変更通知書助成金交付決定

取消・変更通知書（様式第9号）により助成事業者に通知するものとする。

（助成事業の適正な遂行）

第11条 助成事業者は、法令等の定め並びに助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に基づく理事長の処分に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、いやしくも助成金の他の用途への使用をしてはならない。

（指示及び検査）

第12条 理事長は、助成事業者に対し、助成金の使用について必要な指示をし、又は検査をすることができる。

（実績報告）

第13条 助成事業者は、事業終了日から起算して、30日以内に高槻市姉妹都市等交流事業助成金実績報告書（様式第10号）に下記及び必要な書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1)助成事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- (2)助成事業の成果を記載した書類

（助成金の額の確定等）

第14条 理事長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、高槻市姉妹都市等交流事業助成金確定通知書（様式第11号）により、助成事業者に通知するものとする。

2 理事長は、前項の審査において、審査委員会の招集を行うことができる。

（是正のための措置）

第15条 理事長は、第13条の規定による実績報告を受けた場合において、その報告に係る助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための措置をとるよう当該助成事業者に対して指示することができる。

2 前2条の規定は、前項の規定による指示に従って行う助成事業について準用する。

（助成金の請求及び交付）

第16条 理事長は、前条の規定により助成金の額を確定した後に助成金を交付するものとする。

2 助成事業者は、前項の規定により助成金の交付を受けようとするときは、高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付請求書（様式第12号）を理事長に提出しなければならない。

3 理事長は、前項の交付請求書を受けた日から30日以内に助成金を交付するものとする。

(決定の取消)

第17条 理事長は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1)虚偽の申請その他不正の手段により助成金の交付の決定又は交付を受けたとき。
- (2)助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
- (3)第7条の規定に基づく条件に違反したとき。
- (4)第12条又は第15条第1項の規定に基づく理事長の指示に従わなかったとき。
- (5)正当な理由がなく第13条の規定による実績報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。
- (6)助成事業者の責めに帰すべき事情により、当該助成事業の適正な履行が行われないと認められるとき。
- (7)第3条第2項第1号から第3号のいずれかに該当する若しくは該当していたことが判明したとき

2 前項の規定は、助成事業について交付すべき助成金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

3 理事長は、第1項の規定による取消しをしたときは、高槻市姉妹都市等交流事業助成金交付決定取消通知書（様式第13号）により助成事業者に通知するものとする。

(助成金の返還)

第18条 助成事業者は、前条第1項の規定により助成金の交付の決定を取り消された場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金の交付を受けているときは、理事長が定める期日までに、当該助成金の額を返還しなければならない。

(理由の提示)

第19条 理事長は、助成金の交付の決定の取消し、又は助成事業の是正のための措置の指示をするときは、当該助成事業者に対してその理由を示すものとする。

(委任)

第20条 この要綱の施行について必要な事項は、理事長が別に定める。

(効力)

第21条 この要綱は、令和8年3月31日に限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

高槻市都市交流協会助成金の交付を受けたいので、高槻市都市交流協会助成金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

1 交付を受けようとする助成金の算出根拠

- (1) 要綱第4条第1項第1号（青少年1人当たり2,000円）
- (2) 要綱第4条第1項第2号（青少年1人当たり10,000円）

2 算出に係る人数

3 助成事業の名称、目的、内容等

- (1) 名称
- (2) 目的
- (3) 内容
- (4) 事業経費の配分及び使用方法
- (5) 実施場所

3 助成事業の開始日及び完了予定日

年 月 日 ～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 事業計画書又はこれに相当する書類
- (2) 事業に係る収支予算書又はこれに相当する書類
- (3) その他

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

要件確認申立書

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条に基づき、助成金の交付申請を行うにあたり、当団体は、要綱第3条第2項第1号から第3号のいずれにも該当しないことを申し立てます。

なお、いずれかに該当することとなった場合は、直ちにその旨を届け出るとともに、該当の有無に関して調査が必要となった場合には、高槻市都市交流協会が求める必要な情報及び資料（団体の役員名簿等）を遅滞なく提出するとともに、高槻市都市交流協会において当該資料等を大阪府警察本部又は高槻警察署へ提供し、意見を聴くことに同意します。

また、該当することが判明した場合は、要綱第17条に基づき、助成金の交付が取り消されること、及び要綱第18条に基づき、助成金の返還が必要なことを確認いたしました。

記

【要綱第3条第2項】

(1) 暴力団

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（次号において「法」という。）
第2条第2号に規定する「暴力団」をいう。

(2) 暴力団員

法第2条第6号に規定する「暴力団員」をいう。

(3) 暴力団密接関係者

大阪府暴力団排除条例第2条第4号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。

裏 面

○大阪府暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうち暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金については、次のとおり交付することに決定したので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第6条第3項の規定により通知します。

なお、交付する助成金の額については、助成金実績報告書の提出後に助成金額確定通知書をもって確定します。

1 助成金の交付決定額

交付要綱第4条第 項により算出された額

ただし、助成事業の内容が変更された場合において、助成金の額が変更されるときは、別に通知するところによります。

2 助成金の額の確定は、実績報告に基づき算出される額と、この通知書による助成金の交付決定額（交付要綱第9条第4項又は第10条第1項の規定により変更した場合は、変更後の額とする。）とのいずれか低い額をもって行います。

3 助成金の交付条件

- (1) 助成事業に要する経費の配分又は当該事業の内容の変更（交付要綱第9条第1項に規定する軽微な変更を除く。）をする場合には、理事長の承認を受けること。
- (2) 助成事業を中止する場合には、理事長の承認を受けること。
- (3) 理事長が、助成金の適正な執行を期するため、交付要綱第12条に基づく指示及び検査を行う必要があると認めたときは、これに協力すること。
- (4) 法令、条例及び規則並びに交付要綱を遵守すること。

4 この決定（交付条件を含む。）に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して30日以内に限り申請の取下げをすることができます。

高 都 協 第 号
年 月 日

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金については、次の理由により交付しないことに決定したので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第6条第4項の規定により通知します。

（交付しない理由）

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付申請取下書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け高都協第 _____ 号にて通知のあつた高槻市姉妹都市・友好
都市交流事業助成金の交付決定について、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付
要綱第8条第1項の規定により次のとおり申請を取り下げます。

1 助成金交付決定通知書を受け取つた日
年 月 日

2 取下げの理由

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金変更承認申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け高都協第 号にて助成金の交付の決定を受けた助成事業について、次のとおり変更をしたいので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第9条第1項の規定により申請します。

1 変更する内容

2 変更の理由

3 変更後の費用の配分

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金中止承認申請書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け高都協第 号にて助成金の交付の決定を受けた助成事業について、次のとおり中止をしたいので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第9条第2項の規定により申請します。

1 中止の理由

2 中止の期間

年 月 日～ 年 月 日まで

3 中止後の処理について

高 都 協 第 号
年 月 日

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

助成事業の変更等に伴う高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付けで申請のあった助成事業の変更等を承認するとともに、
年 月 日付け高都協第 号にて交付決定した高槻市姉妹都市・友好都市
交流事業助成金について、ついで、次のとおり 取消し 変更 したので、高槻市姉妹都市・
友好都市交流事業助成金交付要綱第9条第4項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

助成金の交付条件

2 その他

高 都 協 第 号
年 月 日

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

事情変更による高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金
交付決定取消・変更通知書

年 月 日付け高都協第 号にて交付決定した高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金について、その後の事情変更により特別の必要が生じたため、次のとおり、

取消し
変更 したので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第10条

第3項の規定により通知します。

1 取消し・変更の内容

助成金の交付条件

2 取消し・変更の理由

3 その他

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金実績報告書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔 法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け高都協第 _____ 号にて助成金の交付決定を受けた助成事業
について、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第13条第1項の規定によ
り、次のとおり実績を報告します。

1 助成事業の名称

2 助成金の請求予定額 _____ 円

3 その他

4 添付書類

- (1) 助成事業の収支決算書又はこれに相当する書類
- (2) 助成事業の成果を記載した書類
- (3) その他

高 都 協 第 号
年 月 日

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金については、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認められるため、次のとおり交付すべき額を確定し、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第14条第1項の規定により通知します。

確定した助成金交付額 _____ 円

（注記）

この通知を受けた日から30日以内に、理事長に高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付請求書を提出しなければならない。

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付請求書

年 月 日

（あて先）公益財団法人 高槻市都市交流協会
理事長

住 所 _____

申請者 氏 名 _____ 印

〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け高都協第 _____ 号にて確定した高槻市姉妹都市・友好都市
交流事業助成金について、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第16条第
2項の規定により次のとおり交付を請求します。

請求金額 _____ 円

振込口座

金融機関名 支 店 名	銀行			支店
種 目	普通・当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義人				

※ 口座名義が代表者と異なる場合は、以下の欄に代表者が署名・押印してください。

上記口座に助成金を振り込んでください。

(代表者 職 氏名) _____ 印

高 都 協 第 号
年 月 日

様

（公財）高槻市都市交流協会理事長
印

高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け高都協第 号にて交付決定した高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金については、次のとおり交付決定を取り消したので、高槻市姉妹都市・友好都市交流事業助成金交付要綱第17条第3項の規定により通知します。

1 取消しの内容

取消前の助成金交付決定額 _____ 円

取消後の助成金交付決定額 _____ 円

取消しによる増減額 _____ 円

2 取消しの理由